明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務七〇）　一
〔告　示〕
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（総務二八〇）　一〇
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八一）　一一
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八二）　一二
○携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件（同二八三）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　二二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

## 省令

### ○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十三日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の六の次に次の一号を加える。

三十七の七　「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。

第四条の四第一項の表中「衛星非常用位置指示無線標識」を「携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識」に改める。

第十二条第九項の表中

| | |
|---|---|
| 衛星非常用位置指示無線標識 | A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六MHz、二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz |

を

| | |
|---|---|
| 携帯用位置指示無線標識 | A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇MHz、二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz |
| 衛星非常用位置指示無線標識 | A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇MHz、二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz |

に改める。

第三十七条第三号中「若しくは遭難航空機」を「、遭難航空機又は遭難者」に、「国若しくは」を「国又は」に改め、同条第十四号中「若しくは遭難航空機」を「、遭難航空機若しくは遭難者」に改める。

第三十八条第一項の表八の項業務書類の欄中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加え、同条第三項中「船上通信局」を「遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局」に改める。

第四十一条の二の六中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの